

〈ベネズエラ・ボリバル共和国からのメッセージ〉

国際婦人デーは、世界中の女性たちにとって
より平等な条件が整うよう声を揃えて訴える機会である

駐日ベネズエラ・ボリバル共和国特命全権大使
セイコウ・ルイス・イシカワ・コバヤシ

二〇二〇年国際婦人デーの国連テーマは、「平等を目指すすべての世代：女性の権利を考えよう」となっています。

女性に権利行使を認め、これを平等にしていくことへの闘いには長い歴史があります。また、その闘いは各地域の文化的・社会的・経済的特質の影響を多分に受け、場所ごとに独自の発展を遂げてきました。

これまでの成果を振り返り、祝い、そしてさらなる変化を追求する取組みには終わりがなく、努力を確たる成功に導くには、より多くの活動家を巻き込んでいく必要があります。世界ではかつてないほどの前進が見られてきましたが、それでも、両性の平等という目標には未だ道半ばと言えます。職業選択一つとっても、女性が男性と同じだけの選択肢を持つにはまだ法律上の制限が存在します。政界での女性の活躍という点では途方もない不平等があります。加えて、性暴力は世界の多くの場所で、未だ根絶されない害悪として存在し続けています。

目立たないけれども非常に痛ましい事例として、脆弱な立場にいる女性たちのケースが挙げられます。戦争地帯に住む女性や、一方的強制措置（訳注：いわゆる「制裁」）などといった耐え難い国際的圧力にさらされた女性たちです。一方的強制措置は日常性をことごとく奪い去り、日々の生活を困難にします。これによってベネズエラでは幼児から高齢者までを含む女性らが概して不安を抱えているばかりか、その家族やベネズエラ人全体の未来にも影響しています。

ベネズエラは今年二月十三日、オランダ・ハーグの国際刑事裁判所（ICC）検察官に対して米国政府による一方的強制措置の影響を説明した文書を付託し、この事態を告発しました。このような措置は国際刑事裁判所に関するローマ規程に照らして重大な犯罪にあたる、と明示したものです。

米国が二〇一四年以降ベネズエラに対して取ってきた敵対的行為により、人命損失や国民全体へ多大な損害が生じています。さらに本質的な点では、ベネズエラ人男女に対する大規模かつ意図的な人権侵害となっています。食糧、医薬品、および経済や国民生活に必要な不可欠な財一般へのアクセスに重大な影響が生じており、その結果として人権が侵害され、ベネズエラの発展、主権、独立が制約されています。

ニコラス・マドゥーロ大統領が表明したように、ベネズエラは裁きを求めて適当な国際機関に申し立てを行なっています。米国の手による甚大な損害により、ベネズエラ国民は生活の縮小を余儀なくされています。そして何百万もの人々、特に子ども、若者、女性、障がい者、高齢者、病人などといった脆弱な立場にいる人々の生命と健康に影響が及んでいます。

この国際婦人デーが、世界中の女性たちにとってより平等な条件が整うよう声を揃えて訴える機会となりますように。また、脆弱な立場の人々により多くのチャンスを設けリスク要因を最小化するよう、すべての責任ある人々に呼びかける機会となりますように。

世界の発展と平和のため、生活のあらゆる分野において女性が能力を発揮できるよう取組み、女性のエンパワーメントを成し遂げ、意思決定プロセスへの女性参加を保証する。こういったことに、皆が喫緊事として取り組むことを願います。

二〇二〇年三月八日、東京において